

パークアンドライド利用の促進業務委託先募集要領

1 委託業務

パークアンドライド利用の促進業務

2 事業の趣旨

本市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、市内への自動車流入の抑制、公共交通機関の利用促進及び市内の交通渋滞の緩和を目指し、自動車から公共交通機関への転換を促すパークアンドライド施策に取り組んでいる。

具体的には、近隣自治体や駐車場事業者と連携し、都心部や人気観光地から離れた、鉄道駅等に近い乗り換えに便利な駐車場をパークアンドライド駐車場として登録し、利用促進を図っている。このうち、鉄道駅への近接性や収容台数、インターチェンジとの位置関係等から、特に流入抑制に効果的と考えられる駐車場を重点利用促進駐車場に選定し、また、秋の観光シーズンには期間を限定して臨時パークアンドライド駐車場を開設するなどしている。

本業務は、秋の観光シーズン（令和7年10月～11月）及び春の観光シーズン（令和8年3月）において、重点利用促進駐車場や臨時パークアンドライド駐車場の利用率の向上を目的とし、情報発信や、利用者にインセンティブを付与する特別対策による更なる利用促進策を実施するものである。

実施にあたっては、SNS 広告などの有効な手法を活用し、観光客などの入洛者に対し、より早期から、的確なタイミングで、公共交通利用やパークアンドライド利用に係る効果的かつ充実したコンテンツを発信するとともに、パークアンドライド利用者へのインセンティブを適切に付与することで自動車流入の抑制を強化する必要がある。

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 募集期間

令和7年6月16日（月）午前9時～令和7年6月30日（月）午後5時

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

13,560千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

(5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添様式パークアンドライド利用の促進業務委託プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：徳永、吉田）

TEL：(075) 222-3483 FAX：(075) 213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（別添様式1） 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
- ・ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8(2)審査基準を参考に作成するものとする。
- ・ 実施方針（背景、問題意識など）、実施体制、これまでの類似事業の業務実績、及びスケジュールは提案書に必ず記載すること。
- ・ ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。

(ウ) 見積書（任意様式） 1部

- ・ 提案された業務一切に係る積算根拠を明示し、宛名は京都市長とすること。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

(イ) 印鑑証明書 〈1部〉

(ウ) 納税証明書（国税及び市税等）〈1部〉

※市税は京都市から市民税又は固定資産税の課税がある場合のみ

(エ) 調査同意書(水道料金・下水道使用料)〈1部〉第4号様式

※京都市に申請者の水道使用者名義がある場合のみ

(オ) 使用印鑑届〈1部〉第5号様式 (カ) 誓約書〈1部〉第6号様式

※ (ア)～(ウ)については、参加希望申出日前3箇月以内に発行のもの。

ウ 提出期限

令和7年6月30日(月)午後5時(必着)

エ 提出場所及び提出方法

上記「7(1)担当部局」へ郵送または持参すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7(1)担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書(様式自由)により行うものとし、メール(ただし着信を確認すること。)によるものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年6月17日(火)午前9時から令和7年6月20日(金)午後5時まで

オ 回答

質問を受理した日から3日以内(閉庁日を含まない。)に、すべての質問及び回答は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて閲覧に供する。回答は、本業務委託先募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

(ア) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(オ) すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づき、歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会(以下

「選定委員会」という。)において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する。

評価項目 (配点)	評価の着目点
企画内容 (60 点)	(広報) ・ 想定されるターゲットに対し、パークアンドライドのメリット(時間的・経済的)が訴求され、マイカー利用抑制と公共交通利用に効果的で具体的な広報戦略が示されているか ・ 観光客の移動のタイミング(日常生活・出発地、車内・経路、目的地直前)に合わせた情報発信手法が具体的に提案されているか
業務実績 (10 点)	・ 本業務に類似又は関連する業務の実績があり、それが適切に提案に活かされているか。
業務実施体制 (10 点)	・ 業務の実施体制は適当なものであるか ・ 本店、支店の所在地が京都市内であるか
見積経費 (10 点)	・ 提案内容の質に応じた受託金額であるか
その他 (10 点)	・ 仕様書で要求する項目以外のもので、特筆すべき事項又は有効な追加提案があるか

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1社のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

9 スケジュール(予定)

令和7年6月16日(月) 午前9時	公募開始
令和7年6月30日(月) 午後5時	企画提案書等の提出期限
〃 以降	選定委員会における審査、業務委託候補者の決定
令和7年7月上旬	契約締結

10 その他

- (1) 天変地異等の影響で移動に係る情勢の大幅な変動が生じ、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更や中止等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、京都市と受託者で協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。
- (4) 提案内容については、委託金額上限を超えない範囲で実施可能な内容とすること。(追加費用等が生じる提案は盛り込まないこと)